

三条市子ども・若者総合サポート会議 第2回代表者会議 議事録

日 時 平成22年3月19日（金）午後2時から3時50分

会 場 三条市役所栄庁舎 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 開 会

2 挨拶 （三条市教育部長 古川 聖 登）

3 議 題

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの実施状況について（資料1）

(2) 個人情報の共有について（マニュアル支援者用 Ver. 4）

(3) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの今後の進め方について（資料2）

4 そ の 他

5 閉 会

議事要旨

1 開 会 久住子育て支援課長（以下進行）

2 挨拶 三条市教育委員会 教育部長 古川 聖登

3 議 事 議長 古川教育部長

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステム実施状況について

○事務局説明

資料1に基づき、事務局（子育て支援課）から説明

○質疑 無

(2) 個人情報の共有について

○事務局説明

三条市子ども・若者総合サポートシステムにおける個人情報の共有について

「三条市子ども・若者総合サポートシステムマニュアル支援者用 Ver. 4」に基づき、

事務局（子育て支援課）から説明

○質疑 無

(3) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの今後の進め方について

○事務局説明

資料2に基づき、事務局（子育て支援課）から説明

○質疑 無

○意見交換

「三条市ボランティアの日」など市を挙げたイベントを行い、その中で講演会等を行う
と、いろいろな人たちにこの会議のことや様々な活動が認知されるのではないかと。

➤（事務局）

H22年度の新規事業として、子育てを応援することを宣言した個人・団体・企業な

どを集約してイベントを行う「子育て応援宣言事業」を計画中である。今後の市の施策の在り方として参考にさせていただく。

- ・若者が就労に至るまでに必要なことを考えることが大切。マニュアルの「事案別、関係機関支援フロー」に示してあるように問題が起きた時の対応もちろん大事だが、さらに一歩進んで「子どもをニートにしない」を目的とした取組みも大事と思い、冊子にまとめた。「子どもを職業人に育てる」という観点が希薄になっていると思われる。当会では、親御さんを含めた市民の方に直接働きかける場がないので、そういった機会は積極的に利用させてもらいたい。
- ・相談の中には、ひきこもってから5年10年経っての相談もある。家族もちろん大変だが、一番大変なのは本人。
- ・就学指導委員会では、子どもの障がいを認めたくない・他の生徒と一緒に学びたいと希望する親が見られる。もっと早くに気づき対応していれば、違ってくるかと思う。各部会が機能し充実していく中で改善していった欲しい。

➤（事務局）

貴重なご意見をいただいた。3歳あるいは保育所の時代など、もう少し早い段階で対応が出来ればということだった。この部分は子育て支援課の母子保健の乳幼児健診や三条小学校内にある子ども発達相談室等において、保護者に出来るだけご理解いただけるよう努めているところ。しかし、小学校入学という、初めて選択する場面で子どもの状況に向き合い、ようやく認めることもあれば、認められない場合もある。やはり、子どもが小さい内は、違うと思いたい。そうでないかもしれない。という思いもある訳であり、こちらが早期に支援が出来ればよかろうと思う子どもに対しても全てに対応でき得ていないのが現状。健診や相談室に來られた際などに、保護者と信頼関係を持ちながら、小さい時からシステムが機能するように周知も行い、きめ細やかに対応していきたい。

- ・幼稚園に入ってから分かる場合もあり、専門家ではないので、生来的なものなのか、生活状況からきているのかなど判断つかないことがある。また、保護者によって、悩む人・全く感じない人の両方があり、園では双方とも対応に苦慮している。3歳で分かるかどうかは微妙な問題だが、事前に分かっている情報をいただければ、保護者との話し合いが出来る。

➤（事務局）

市でも臨床心理士による巡回相談を行い、保育所（園）・幼稚園へのサポートを行っているところである。

- ・「すまいるファイル」はとても良いことと思うが、チラシ配布後、当所には申込・問い合わせはなかった。

➤（事務局）

2歳以上の子どもの保護者は希望者に配付としているが、それがハードルになっているか。学校や保育園、幼稚園、児童館などの現状も伺っていききたい。

- ・障害者自立支援法に地域生活支援事業というものがあり、その中の相談支援事業はこれまでの障がい関係の法律にはなかった枠組みであり、サービスの窓口ということで重要視され

ている。相談支援事業は単独で起こしても意味がなく、自立支援協議会とセットというのが国の考え方。これは、法律には書いていない。前政権下で法改正する際に明文化する見込みだったが、今は法の考え方を整理することになっている。

- ・自立支援協議会は各市町村で設置することになっている。
- ・当市の自立支援協議会は、相談支援事業所の個別の相談事例を所内で抱えておかず、協議会内に出してもらおうといった相談支援事業所の主体的な参加により、三条に住む障がい者にとって何が必要なのかをネットワーク的に考えていく組織。現場の認識を高めることが優先と考えている。仕組みが必要な場合は、今後作っていく。
- ・当協議会の対象は、出生から亡くなるまでであり、件数的には児童よりもその他の対象が多い。
- ・「子ども・若者総合サポート会議」とは形態やあり方が違うので、違う生き方にならざるを得ないし、連携の保持は可能と考えている。自立支援協議会と「子ども・若者総合サポート会議」の関係については、障がい者全般の中で課題との関係を自立支援協議会の中で協議することが必要と思われる。
- ・個人情報の共有・一元化については、支援が必要な児童については、教育委員会で把握しているものと認識している。
- ・自立支援協議会の会議開催状況：本会議…年2回、連絡調整会議（相談支援事業所を中心とした集まり）…毎月

（中央児童相談所）

- ・虐待の相談件数は減少していない。県全体としては、全国と同様の傾向
- ・障がいを持っている子の育てにくさが虐待につながる場合がある。障がいは、生来的なものの場合もあるが、不適切な養育により疑似症状を呈することもある。育てにくい面が、親の気持ちを逆なですることに繋がってしまう場合もある。保育所（園）、幼稚園、小学校などで、子どものSOSを見つけて欲しいと思う。
- ・平成21年の管内の少年の補導件数は前年と同数だった。内訳で見ると、凶悪事件はなく、窃盗が殆どで、暴力事件が増加。年齢では、高校生が減少し、中学生が増加。学校内における暴力が特に中学校で増加した。
- ・子ども達の犯罪に対する規範意識が薄れているように感じる。死を感じられない。この現状が大きな問題に発展する前の段階で、何とか出来ないものかと思う。対策としては、地域の盛り上がりが必要であり、例えば子どもと一緒に活動するイベントの開催などが考えられる。
- ・夜間フラフラしている子ども達に声をかけている。そういう子ども達は友達がいないので、よく話をしてくれる。この活動を知らない交番の人もある。よく連絡をしておいて欲しい。
- ・若者を助けようという気構えが必要。当代表者会議での活発な意見交換を希望する。欠席なく参加してもらいたい。

➤（事務局）

欠席の方へは追って報告させてもらう。お互いの情報・意見を述べてもらいたい。

- ・総合サポートシステムの発足を喜んでいる。しかし、このシステムについて、各々が勝手に考えているように感じる。例えば、高齢者虐待は含めるのか。問題行動については、青

少年のこととして考えがちだが、心の病をもった人の行動は含めるのか。

- ・保護司会の活動は、刑務所から帰った人のサポート。しかし、職がない。職がないと再犯率 60%。職の確保が最大の目標。

➤（事務局）

対象者については、児童福祉法及び子ども・若者育成支援推進法により規定しており、児童福祉法では 18 歳未満（保護者を含む）、子ども・若者育成支援推進法は 30 歳代となっているが年金制度を踏まえ概ね 35 歳とした。

- ・3 部会に該当しているが、役に立っていないのではないかと。スタンスが違うのではないかと。

➤（事務局）

与えられた職務やスタンスの違いもあり、関わりの薄い団体もあると思うが、個別ケース検討会議への参加も含め、可能性があるところを含んでいるということ。今後必要に応じて随時改定していく。

- ・問題に対しての対処ではモグラ叩きではないか。今の社会情勢の中では、またいろいろな状況が出てくる。
- ・人は元々ボランティアの心があると思う。人に優しい三条になるように対策を考えなければいけない。今の子どもは疑似体験しかしていない。実体験が大事。自分の存在意義を感じる場が必要と思う。
- ・「支援」という言葉は上から目線のように感じる。「協力」「協栄」などの表現はどうか。

➤（事務局）

以前の学校では「指導」という言葉を使ったが、主体性を重視し「支援」という言葉を使うようになったという流れがあると思うがどうか。

- ・当会議が形式的なものになっている。30 人規模の会議では、実質的な議論は困難。この会議は、活動の報告や認識の共有を図る場と認識しているがどうか。実務者会議での内容や個別ケース検討会議の案件など、もう少し具体的な報告が必要と思うがどうか。

➤（事務局）

- ・今年度の実務者会議では、総合サポートシステムについての周知を目的としたので、実質的な議論は出来なかった。来年度の代表者会議では、実務者会議の内容を報告し、包括的な立場で意見をいただきたい。
- ・代表者会議の規模については、運営上難しい形態かもしれないが、会議の効率化を図った。
- ・各々の機関の活動内容が共有されていない。「こんなことができる」といった共有の材料が必要。部会で取り組んでもよいと思う。
- ・三条は家庭裁判所が少年事件を取り扱っていないため、新潟市まで出向くことになるが、市内に少年事件を扱う弁護士が数名いる。

4 その他

今後の予定について、事務局より説明

- ・代表者会議：5 月頃開催

- ・実務者会議：随時開催

5 閉 会